「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県民の健康づくりに関する取組みを行う又は行おうとする団体・事業所について、その取組み内容を宣言し、登録することにより、団体・事業所における従業員や県民一般に対する健康づくりの意識を高め、積極的な取組みを推進するとともに、表彰その他の方法により当該取組みを支援することによって宣言の輪を県下全域に広げ、県民の健康づくりへの意識の醸成、定着を図り、もって県民の健康寿命の延伸を図ることを目的として実施する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（宣言の登録）

第２条　県は、次に掲げる分野に関する健康づくりの取組みについて、一つ又は複数の宣言を行う団体・事業所について、その宣言の内容を登録する。

（１）特定健診の受診率の向上

（２）がん検診の受診率の向上

（３）食生活の改善

（４）運動習慣の定着

（５）禁煙（受動喫煙の防止を含む。）

（６）歯科口腔保健その他の健康づくり

（登録の対象となる団体・事業所）

第３条　前条の登録の対象となる団体・事業所は、福岡県内において事業活動を行う法人その他の団体（個人事業主及び主たる事務所の所在地が県外に存する法人その他の団体の県内事業所を含む。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、団体・事業所又はその事業主・役員が次に掲げる事項に該当する場合は、登録の対象外とする。

（１）暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有すること

（２）国税、地方税、社会保険料、労働保険料を滞納していること

（３）労働安全衛生法、健康増進法の規定に違反していること

（登録申請等）

第４条　第２条の登録を受けようとする団体・事業所は、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言（新規・継続）登録申請書」（様式第１号）を県に提出するものとする。

２　県は、前項の申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、前条の要件を満たす場合は、当該申請を行った団体・事業所の名称及び宣言内容を登録するものとする。

３　県は、前項の規定により登録したときは、当該登録の申請を行った団体・事業所に対し、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録証」（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

４　前項の登録証の様式については、別に定める。

５　「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」上での登録申請その他の手続きについては、別に定める。

（変更の申請）

第５条　登録団体等（前条第２項の登録を受けた団体・事業所をいう。以下同じ）は、同条第１項の登録申請（同条第５項において準用する場合を含む。）の内容に変更があった場合は、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録変更申請書」（様式第２号）により、速やかに県に提出しなければならない。この場合において、登録証に記載された事項について変更があるときは、当該登録証を添付することとする。

２　前条第２項から第４項までの規定は、前項の変更の申請について準用する。

（登録の辞退）

第６条　登録団体等は、第３条の要件を満たさなくなったとき又は登録の継続の意思を失ったときは、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録辞退届出書」（様式第３号）を県に提出するとともに、速やかに登録証を返納しなければならない。

（登録の取消し）

第７条　県は、前条の届出書が提出されたとき又は登録団体等が第３条の要件を満たさなくなった若しくは登録を継続することが適当でないと認められる行為があったことが判明したときは、当該登録を取り消すものとする。

２　前項により、登録を取り消された団体・事業所は、速やかに登録証を返納しなければならない。

（登録の例外）

第８条　県が実施する次に掲げる事業において登録された団体・事業所は、登録団体等とみなすこととする。

（１）「ふくおか食の健康サポート店登録要領」に基づき登録された団体・事業所

（２）「禁煙宣言施設応援事業実施要領」に基づき登録された団体・事業所

（３）「福岡県働く世代をがんから守るがん検診推進事業」実施要綱（以下「がん検診推進事業実施要綱」という。）に基づき「働く世代をがんから守るがん検診推進事業所（以下「がん検診推進事業所」という。）」として登録された団体・事業所

２　がん検診推進事業実施要綱によりがん検診推進事業所の対象となる団体・事業所については、がん検診推進事業所として登録された場合にのみ、第２条（２）の分野に関する宣言を行ったものとみなすこととする。

３　北九州市が実施する「きたきゅう健康づくり応援店実施要領」に基づき登録された団体・事業所は、登録団体等とみなすこととする（ただし、登録団体等とみなすことに同意した団体・事業所に限る）。

４　県は、第１項及び第２項の規定により登録団体等とみなされた団体・事業所に対し、その旨通知するとともに、更に追加の宣言を行うよう促すものとする。

（全国健康保険協会福岡支部との共同実施）

第９条　全国健康保険協会福岡支部（以下「協会けんぽ」という。）を医療保険者とする団体・事業所に係る「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録については、県及び協会けんぽが共同で実施するものとし、この場合、第４条第２項及び第３項中、「県は」とあるのは「県及び協会けんぽは」と読み替えるものとする。

２　県は、協会けんぽを医療保険者とする団体・事業所から、第４条第１項の登録申請、第５条第１項の変更申請、第６条の辞退届、第１０条の実績報告書が提出されたときは、これらの内容について、協会けんぽに情報提供を行うものとする。

（登録団体等への支援）

第１０条　県は、「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」への掲載その他の方法により、登録団体等の名称、宣言内容その他取組みの内容を公表し、当該登録団体等の取組みをＰＲする。

２　県は、登録団体等のうち、特に優良な取組みを行う団体・事業所について、表彰その他の方法により取組みを支援する。

３　前項の表彰の基準その他必要な事項については、別に定める。

（実績報告等）

第１１条　登録団体等は、毎年度の取組み内容について、それぞれ翌年度の４月末日までに「取組実績報告書」を県に提出するものとする。

２　前項の「取組実績報告書」の様式及び提出方法については、別に定める。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、県が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成３０年９月６日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和元年８月３１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言（新規・継続）登録申請書

福岡県知事　殿

（団体・事業所名）

（代表者　職・氏名）　　　　　印

（団体・事業所名）は、県民の健康づくりに貢献するため、次の取組みを行うことを宣言します。

また、宣言内容の登録を申請するにあたり、下記４の事項について誓約します。

記

１　健康づくり宣言

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 宣言の内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　　　※行が足りない場合は追加してください。

２　目　標

|  |
| --- |
| 目標（宣言の内容に関し、数値目標があれば記載してください） |
|  |  |

３　団体・事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 〒 |
| 業種又は業務内容 | □建設業　□製造業　□電気、ガス、熱供給、水道業□情報通信業　□運輸業、郵便業　□卸売業、小売業□金融業、保険業　□不動産業、物品賃貸業□学術研究、専門・技術サービス業□宿泊業、飲食サービス業　□生活関連サービス業、娯楽業□教育、学習支援業　□医療、福祉　□複合サービス事業□サービス業　□行政　□その他（その他の内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 従業員の数 | 　　　　　　　人（うち非正規従業員数　　　　　　　人） |
| 担当者所属・氏名 |  |
| 担当者連絡先 | TEL：FAX：Eメール： |
| HPアドレス |  |
| 保険者種別 | □協会けんぽ　□健保組合　□市町村国保　□国保組合□共済組合　□その他（　　　　　　　　） |

４　誓約事項

(1)　「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録制度実施要綱の趣旨に賛同し、宣言に基づく健康づくりに取り組むこと

(2)　暴力団その他反社会的行為を行う団体に該当せず、またはこれらと密接な関係を有しないこと

(3)　国税、地方税、社会保険料、労働保険料について滞納していないこと

(4)　前各号のほか、労働安全衛生法、健康増進法その他の法令に即した健全な事業活動を行うこと

【備考】

・　宣言内容はいくつでも構いません。また、団体・事業所の従業員に対する健康づくりの取組みに限らず、当該団体事業所の顧客や一般県民の健康づくりにつながる取組みなども宣言の対象となります。

・　宣言内容を登録証に掲載します。また、宣言内容を「ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト」に掲載します。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録変更申請書

福岡県知事　殿

（団体・事業所名）

（代表者　職・氏名）　　　　　印

年　　月　　日付で登録を受けたふくおか健康づくり団体・事業所宣言の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録制度実施要綱第５条の規定により、届け出ます。

記

　１　変更内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |

　２　変更年月日

　　　　　　　年　　月　　日

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録辞退届出書

福岡県知事　殿

（団体・事業所名）

（代表者　職・氏名）　　　　　印

年　　月　　日付で登録を受けたふくおか健康づくり団体・事業所宣言について、登録を辞退したいので、ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」登録制度実施要綱第６条の規定により、下記の通り届け出ます。

　　併せて、ふくおか健康づくり団体・事業所宣言登録証を返納します。

記

１　登録番号　　　　　　　第　　　　　　　　号

２　登録年月日　　　　　　　　年　　月　　日

　３　辞退理由

|  |
| --- |
|  |